

## 医事業務委託に関するプロポーザル 業者特定評価基準

### 1 提案の評価方法

提案書の評価は、あらかじめセンター病院第一契約審査会で承認された評価基準を基に評価点を採点します。なお、評価基準点（最大評価点(満点)の60%)を超えた者の中で、最も得点の高かった業者を優先交渉権者とし、優先交渉権者に辞退があった場合には、次点者と交渉することとします。優先交渉権者及び次点者双方が辞退した場合には、順次評価基準点を超えた得点の高い者を繰り上げて交渉することとします。

### 2 評価委員会における評価手順

多様な視点から評価する評価委員会を設置し、評価を行います。

- (1) 評価委員会を開催し、提案書の精査、および提案書のプレゼンテーションの後、各評価委員は評価項目毎に評価点を評価表へ記入します。
- (2) 評価後に評価表を回収し、事務局が集計し、評価委員会に報告します。
- (3) 評価結果をセンター病院第一契約審査会へ諮ります。

### 3 総合得点の算出方法

項目	着眼点	点数
(1) 提案に関する基本的な考え方		
ア	応募理由、業務に対する姿勢、当院理念の理解とその実現に向けた提案	10
イ	団体の状況(500床以上の病院での業務実績の有無、展開状況、財務状況等)	10
(2) 配置人員		
ア	責任者の経歴・実務経験	15
イ	経験者・有資格者の配置	15
ウ	安定した人員供給を行うための方策	15
(3) 組織体制		
ア	安全管理、危険回避の配慮及びトラブル・クレーム対応	10

		する体制が整っているか。	
イ	災害発生等の緊急時の対応、連絡体制	災害や事故発生等、緊急時の対応及び連絡体制に具体性があり適切か。 臨機応変、柔軟な協力体制を取ることが可能か。	5
(4) 教育体制			
ア	接遇研修の方法・考え方	計画的かつ十分な研修実施体制が組み込まれているか。医事業務のスキルアップにつながるプログラムになっているか。	10
イ	個人情報保護・守秘義務	個人情報保護の取組（例：事務処理ミス等含む）に具体性があるか。 これまでの事例等も参考にした、現実的なプログラムになっているか。	10
(5) 業務体制と精度向上、適切な収入確保に向けた取組			
ア	総合案内業務	院内の施設及び設備に関する知識が十分であり、来院者に対し病院の顔としての自覚と責任を持った適切な対応を行えるか。	10
イ	受付窓口業務	患者と医療従事者の橋渡し役として、両者とのコミュニケーションを円滑に図れるか。	10
ウ	会計業務及び外来レセプト業務	会計業務担当者と外来レセプト業務担当者の相互業務応援が可能となるような体制が確保されているか。	10
エ	地域連携業務	地域連携推進のため前方連携と後方連携の重要性を理解し、実施する体制が確保されているか。院内外からの連絡・調整を行う病院の窓口としての視点及び自覚と責任があるか。	10
オ	救急外来の運營業務	救急外来の重要性を認識し、24時間365日体制で、救急外来を運営（窓口対応、夜間会計、患者対応等）できる体制が確保されているか。	10
カ	病歴管理業務	診療記録の（量的）管理が行える体制が整っているか。正確かつ適切なコーディングが行われているか。	10
(6) 自由提案			
ア	待ち時間短縮に向けた提案	課題や利用者ニーズを踏まえ、実現可能性の高い提案となっているか。	20
イ	病院経営の改善につながる業務等の提案	パートナーとして、当院の現状を鑑みた実現可能性のある具体的な課題解決策の提案となっているか。	20
合計得点			200

#### 4 評価基準

プロポーザルの評価は「3 総合得点の算出方法」の各項目に沿って行います。

一定レベルの業務の質を保てるよう、最大評価点(満点)の60%を評価基準点とします。基準点を下回ったプロポーザル参加有資格者は、交渉権者になることができません。全ての応募者の提案が基準点を下回る場合には本件プロポーザルを不成立とします。

#### 5 評価が同点となった場合の措置

評価の採点の合計点が同点の場合は、「3 総合得点の算出方法」(5) 業務体制と精度向上、適切な収入確保に向けた取組、(6) 自由提案の合計点によって受託者を決定しますが、更に評価が同点となった場合には、評価委員の投票による多数決で決定します。なお、票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

#### 6 各評価項目の評価点

##### (1) 評価の目安

提案書記述内容により、1点から5点までの5段階評価(ただし、記述がない場合は0点)とします。5段階評価の目安は、次のとおりとし、標準的な提案は3点とします。

【評価の目安】	
5	非常に優れている
4	優れている
3	普通(標準的な提案)
2	劣っている
1	非常に劣っている
0	記述がない

※評価委員は、上記の点数で評価します。

##### (2) 各評価項目の重み

各評価項目は重要度に応じ、配点を設定しています。

配点が5点の項目は5段階と同じ点数、配点が10点の項目は5段階評価の2倍の点数、配点が15点の項目は5段階評価の3倍の点数、配点が20点の項目は5段階評価の4倍の点数を評価点とします。

評価委員 の評価	評価点			
	配点が5点 の場合	配点が10点 の場合	配点が15点 の場合	配点が20点 の場合
5	5点	10点	15点	20点
4	4点	8点	12点	16点
3	3点	6点	9点	12点
2	2点	4点	6点	8点
1	1点	2点	3点	4点
係数	1	2	3	4